

専任の宅地建物取引士が自由業を兼業する申立書

当社にて雇用している、下記の専任の宅地建物取引士は、宅地建物取引業を営む同一建物内で、かつ個人事業として自由業（行政書士・司法書士業）を営んでおりますが、宅地建物取引業の営業時間内は、本自由業の営業を行っていないため、専任の宅地建物取引士の専任性・常勤性ともに差し支えありません。

上記について、相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

商号

代表者氏名

専任の宅地建物取引士

氏名 ※

※専任の宅地建物取引士本人が必ず自署のこと